

2026 年度 保存版
【別冊】

富士フイルムグループ団体保険のご案内

重要事項説明書

「団体損害保険」

三井住友海上火災保険株式会社

P 1 ~ P 42

「社員グループ保険」・「積立年金保険」

日本生命保険相互会社

P 43 ~ P 56

この冊子には富士フイルムグループ団体保険の加入手続きのための健康状況告知書質問事項や保障（補償）内容に関する大切な事柄が記載されています。お手続きの前に商品パンフレットとあわせてご一読いただき、内容を十分にご確認・ご了承のうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。
なお、「商品パンフレット」と「別冊」は各商品の保険期間終了まで必ず保管ください。

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

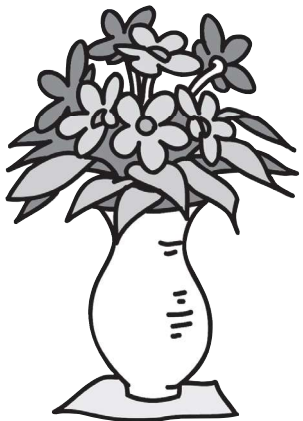
保険金のお支払いについて

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ケ ガ 保 険 （ 1A・ 2A・ 1B・ 2B・ 1C・ 2C）	団 体 総 合 生 活 補 償 保 険 （ 標 準 型 ）	傷 害 保 険 金	傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 （注1）傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注2）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくても、顎（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなくても、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
			傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあつた後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。量動力機は含みません。
			傷害入院保険金 ★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。） 傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
			傷害手術保険金 ★傷害補償（標準型）特約 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合 ①入院*中に受けた手術*の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 （注）1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合		保険金のお支払額		保険金をお支払いしない主な場合	
ケガ保険 (1A・2A・1B・2B・1C・2C)	団体総合生活補償保険(標準型)	傷害通院保険金 ★傷害補償(標準型)特約				(前ページと同じ)	
		保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位*を固定するためにギプス等*を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定(*)であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限りです。 (*)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りです。		傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。			
【特約の説明】							
		セットする特約		特約の説明			
		条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)		保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。			
		就業中の傷害危険対象外特約(1A・2Aプラン)		職業または職務に従事している間のケガ*に対しては、傷害保険金をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払いの対象となります。			
		天災危険補償特約(1A・2A・1B・2B・1C・2Cプラン)		地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。			

ケ力保険



ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 （ 8E・ 8I・ 8H・ 8F）	疾 病 保 険 金	疾病入院保険金　★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	欄外（☆）参照	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害（*1）およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）（*2） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気（*2） ●麻薬等の使用による病気（ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●妊娠または出産（異常妊娠、異常分娩または産褥（じょく）期の異常（*3）の場合は、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気（*4）（加入者証等に記載されます。） など （注）保険期間の開始時（*5）より前に発病*した病気（*4）については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償するプランに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日（*6）からご加入の継続する期間を遡（さ）して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （*1）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF 00 からF 09 またはF 20 からF 99 に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD－10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） ＜支払対象外となる精神障害の例＞ アルコール依存、薬物依存　など （*2）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （*3）「異常妊娠、異常分娩または産褥（じょく）期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コード000 から079 まで、081 から099 までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD－10（2003年版）準拠」によります。 （次ページへ続く）
		保険期間の開始後（*）に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） （*）病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数 （注1）疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ●疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*（1,095 日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ●1 回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*（1,095 日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 （注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
		疾病手術保険金　★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット	欄外（☆）参照	
		①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*（1,095 日）中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後（*）に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 （*）病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1 回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①疾病入院保険金が支払われるか否かにかかわらず、入院*中に受けた手術の場合 疾病入院保険金日額 × 20 ②①以外の手術の場合 疾病入院保険金日額 × 5 （注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1 回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、ます。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1 日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとし、ます。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1 回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14 日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
		疾病放射線治療保険金	★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	欄外（☆）参照
		①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*（1,095 日）中に放射線治療*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後（*）に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 （*）病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1 回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 （注1）同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 （注2）疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、同一の診療行為について疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60 日以内に受けた放射線治療に対しては、保険金をお支払いしません。	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 （ 8E・ 8I・ 8H・ 8F）	疾 病 保 険 金	疾病通院保険金　★疾病補償特約 （8 Fを除く）　☆特定精神障害補償特約セット	欄外（☆）参照	（前ページからの続き） （*4）その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 （*5）病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （*6）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
		疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合（以下、この状態を「疾病通院」といいます。）	疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数 （注1）疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ●疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*（180 日）が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間（1,095 日）内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180 日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ●1 回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*（30 日）に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 （注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 （注3）疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注4）疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180 日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気*を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	
		疾病入院時一時金　★疾病入院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	欄外（☆）参照	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、（注）および（*5）の「病気を補償するプラン」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
		「疾病入院」の状態に該当した場合	疾病入院時一時金額の全額 （注1）1 回の疾病入院*につき1 回を限度にお支払いします。 （注2）疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	
		疾病退院時一時金　★疾病退院時一時金補償特約 （8 Eのみ）　☆特定精神障害補償特約セット	欄外（☆）参照	
		①「疾病入院」の状態が14 日以上継続した後に、生存して退院された場合 ②「疾病入院」の状態が365 日を超えた場合	疾病退院時一時金額の全額 （注1）1 回の疾病入院*につき1 回を限度にお支払いします。 （注2）左記「保険金をお支払いする場合」の②により疾病退院時一時金をお支払いした後、生存して退院された場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による疾病退院時一時金を重ねてはお支払いしません。	
		疾病長期入院時保険金　★疾病長期入院時保険金補償(90 日ごと用)特約 ☆特定精神障害補償特約セット	欄外（☆）参照	
		「疾病入院」の状態が90 日以上となった場合	疾病長期入院時保険金額の全額 （注）1 回の疾病入院*における疾病入院の日数（*）が、疾病入院を開始した日からその日を含めて90 日の整数倍となることに、お支払いします。 （*）疾病入院保険金の支払限度日数*（1,095 日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日は含みません。	

病
気
保
険

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 （ 8E ）	葬祭費用保険金　★葬祭費用補償特約（8Eのみ）		＜「保険金をお支払いする場合」の①の場合＞ ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、顎（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など
	補償対象者 ^(＊1) が次の①～③のいずれかに該当され、補償対象者の親族*が葬祭費用を負担された場合 ①保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②保険期間の開始時以降 ^(＊2) に発病*した病気*のため、このご契約の保険期間中に死亡された場合 ③このご契約の保険期間が終了した後であっても、疾病入院保険金が支払われるべき場合で、その原因となった病気 ^(＊3) のため、疾病入院保険金の支払対象期間*が満了するまでの間 ^(＊4) に死亡された場合。ただし、葬祭費用を補償するご契約が継続されなかった場合に限りします。 （＊1）「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 （＊2）葬祭費用を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。 （＊3）その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 （＊4）365日を限度とします。	補償対象者の親族*が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、葬祭費用保険金額を限度として保険金をお支払いします。 （注1）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合がございます】 葬祭費用を補償するプランに継続加入の場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気 ^(＊) を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、葬祭費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気 ^(＊) を発病した時が、その病気によって補償対象者が死亡した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 （注2）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 （＊）その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。	＜「保険金をお支払いする場合」の②または③の場合＞ ●保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害 ^(＊1) およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ^(＊2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^(＊2) ●麻薬等の使用による病気（ただし、治療を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気（加入者証等に記載されます。）により入院*された場合 など （注）保険期間の開始時 ^(＊3) より前に発病*した病気 ^(＊4) については保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気 ^(＊4) を発病した時が、その病気により補償対象者が死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、葬祭費用保険金をお支払いします。 （＊1）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF 00からF 99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD－10（2003年版）準拠」によります。 ＜支払対象外となる精神障害の例＞ 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など （＊2）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （＊3）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （＊4）その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 （ オプションS ）	先進医療費用保険金　★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット		●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、顎（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●精神障害 ^(＊1) およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ^(＊2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^(＊2) ●麻薬等の使用による病気（ただし、治療を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●妊娠または出産（異常妊娠、異常分娩または産褥（じょく）期の異常 ^(＊3) の場合は、保険金をお支払いします。） ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気 ^(＊4) （加入者証等に記載されます。） など （注）保険期間の開始時 ^(＊5) より前に被ったケガまたは発病*した病気 ^(＊4) については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （＊1）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF 00からF 09またはF 20からF 99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD－10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） ＜支払対象外となる精神障害の例＞ アルコール依存、薬物依存 など （＊2）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （＊3）「異常妊娠、異常分娩または産褥（じょく）期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コード000から079まで、081から099までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD－10（2003年版）準拠」によります。 （＊4）その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 （＊5）先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
	先進医療費用保険金 ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療 ^(＊1) を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 （＊）「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア．先進医療に要する費用 ^(＊1) イ．先進医療を受けるための病院等との間の交通費（転院、退院のための交通費を含みます。） ウ．先進医療を受けるための宿泊費（1泊につき1万円限度） （注1）加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 （注2）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 （注3）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合がございます】 先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入の場合で、ケガ*の原因となった事故発生の時または病気 ^(＊2) を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気 ^(＊2) を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 （注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 （＊1）先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 （＊2）先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、顎（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●精神障害 ^(＊1) およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ^(＊2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^(＊2) ●麻薬等の使用による病気（ただし、治療を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●妊娠または出産（異常妊娠、異常分娩または産褥（じょく）期の異常 ^(＊3) の場合は、保険金をお支払いします。） ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気 ^(＊4) （加入者証等に記載されます。） など （注）保険期間の開始時 ^(＊5) より前に被ったケガまたは発病*した病気 ^(＊4) については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （＊1）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF 00からF 09またはF 20からF 99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD－10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） ＜支払対象外となる精神障害の例＞ アルコール依存、薬物依存 など （＊2）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （＊3）「異常妊娠、異常分娩または産褥（じょく）期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コード000から079まで、081から099までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD－10（2003年版）準拠」によります。 （＊4）その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 （＊5）先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

病
気
保
険

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 （ オ プ シ ョ ン K2・K ）	● 親介護一時金 親介護 ★ 親介護一時金支払特約 ☆ 要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット（K2のみ）	親介護一時金額の全額 (注1)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合がございます。】 親が要介護状態となった場合に補償するプランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*中または麻薬等を使用しての運転中の事故による要介護状態 ●麻薬等の使用による要介護状態（ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、顎（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* (注)保険期間の開始時(* ¹)より前に要介護状態の原因となった事由(* ²)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(* ²)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (※1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。



保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 （ オ プ シ ョ ン K2 ）	● 介護による休業補償保険金 ★ 親の介護による休業補償特約 ☆ 要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護による休業補償特約用）セット	介護による休業補償保険金額 × てん補期間内介護による休業期間*の月数 (注1)介護による休業補償保険金額が被保険者の平均月間定期所得額*を超えている場合には、平均月間定期所得額を介護による休業補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2)休業中に得られる定期所得*があり、支払保険金と合算した額が平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額を超える場合、平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額から定期所得の額を差し引いて保険金のお支払額を計算します。 (注3)てん補期間内介護による休業期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が発生した場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 (注4)免責期間*を超える休業が終了した後、休業の原因となった介護対象者*の介護のため、再び休業を開始した場合は、後の休業は前の休業と同一の休業とみなします。ただし、介護対象者の要介護状態*が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降にその介護対象者が再び要介護状態となり休業を開始した場合は、後の休業は新たな休業として取り扱います。 (注5)複数の介護対象者を介護することを目的として休業を取得した場合であっても、勤務先に届出を行いたいいずれか1名の介護対象者を介護するために休業を取得したものとして取り扱い、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。 (注6)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 介護による休業を補償するプランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、休業を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注7)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、介護対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*中または麻薬等を使用しての運転中の事故による要介護状態 ●麻薬等の使用による要介護状態（ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、顎（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* (注)保険期間の開始時(* ¹)より前に要介護状態の原因となった事由(* ²)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(* ²)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護による休業補償保険金をお支払いします。 (※1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

病
気
保
険

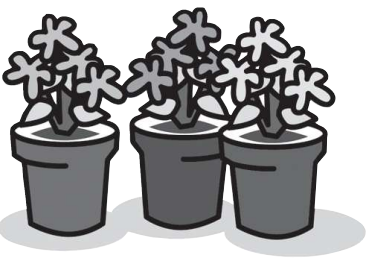
ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 （ オ フ シ ョ ン ）	団体総合生活補償保険（MS&AD型）	介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット		●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*中または麻薬等を使用しての運転中の事故による要介護状態 ●麻薬等の使用による要介護状態（ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等をういた場合は、保険金をお支払いします。） ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気（加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。）による要介護状態
		保険期間中に、被保険者(*)が要介護状態（要介護2以上の状態）*となり、30日を超えて継続した場合 （*）この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。	介護一時金額の全額 （注1）介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。 （注2）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】被保険者が要介護状態となった場合に補償するプランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	（注）保険期間の開始時(* ¹)より前に要介護状態の原因となった事由(* ²)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(* ²)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 （*1）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （*2）公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

病 気 保 険	【特約の説明】	セットする特約		特約の説明
		条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）		
病 気 保 険	疾病手術保険金等支払倍率変更特約（8E・8I・8H・8Fプラン）	疾病手術保険金について、入院*中に受けた手術*の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。		
		（☆）疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金）、疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 病気*を補償するプラン(* ¹)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(* ²)の原因となった病気(* ³)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、病気(* ³)を発病した時が、その病気による疾病入院(* ²)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 （*1）疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。 （*2）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。 （*3）疾病入院(* ²)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。		

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害 死 亡 保 険 金	傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約	P1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容		P1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容 ただし、下記が追加されます。 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
		傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約		P1ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容
日 常 生 活 賠 償 保 険 金	日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日まで の遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*(0円)		●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任（ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。） ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害 ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任（ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害
		①保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(* ¹)を運行不能(* ²)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア。本人の居住の用に供される住宅(* ³)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ。被保険者の日常生活に起因する偶然な事故		（注1）1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 （注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 （注3）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 （注4）日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 （注5）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。



ご加入にあたっての留意点

(必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類		保険金をお支払いする場合		保険金のお支払額		保険金をお支払いしない主な場合	
賠償 保険 (5F)	団体総合生活補償保険（標準型）	受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約					
		保険期間中に受託物(*1)の損壊(*2)・紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (*1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人（レンタル業者を含みます。）から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (*2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。					
		被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(*) + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*（1回の事故につき5,000円） (注1)保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (*)被害受託物の時価額が限度となります。					
		●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使（差押え・没収・破壊等）による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故（故障等）による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●航空機、船舶（原動力がもっぱら人力であるものを含みません。）、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族*に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任（収益減少等） ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 など					
		【特約の説明】					
		セットする特約		特約の説明			
		条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）		保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。			

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合				
携行品保険（10F・10G）	傷害保険	傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約		P 1 ケガ保険の傷害保険金と同内容 ただし、下記が追加されます。 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ 10G 家族型への変更に関する特約 ＜家族型への変更に関する特約をセットする場合＞ <table><tr><td>追加される事由</td><td>●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ</td></tr><tr><td>除外される事由</td><td>●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ</td></tr></table>	追加される事由	●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ	除外される事由	●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ
		追加される事由	●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ					
		除外される事由	●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ					
		P 1 ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	P 1 ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容					
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約							
	P 1 ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	P 1 ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容						
	携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット			●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使（差押え・没収・破壊等）による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故（故障等）による損害（ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●携行品である液体の流出による損害（ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の法定代理人を含みます。）の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為（ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など				
	保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品（*1）に損害が発生した場合	損害の額－免責金額*（1回の事故につき3,000円） (注1) 損害の額は、再調達価額*によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額*によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。						
	(* 1) 「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品（*2）をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (* 2) 「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。							
【特約の説明】								
セットする特約		特約の説明						
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）		保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。						
家族型への変更に関する特約（10G プラン）		被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。						

賠償保険

携行品保険

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
団体総合生活補償保険 （6E・6D・6A・6B）	ゴルファー賠償責任保険金 ★ ゴルファー賠償責任保険特約		
	保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者(*)が他人の生命または身体を害したり、他人の物（他人から借りたり預かったりした物を除きます。）を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*)本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 − 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがあ る場合は、その価額 − 免責金額*（0円） (注1) 1回の事故につき、保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任（ただし、ゴルフ場敷地内*におけるゴルフカート¹の損壊によって負担する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。） ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任（ただし、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディに対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。） ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任（ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
	傷害死亡保険金 ★ ゴルファー傷害補償特約		
	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎 など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害保険金 ★ ゴルファー傷害補償特約		
	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
団体総合生活補償保険 （6E・6D・6A・6B）	傷害入院保険金 ★ ゴルファー傷害補償特約		(前ページ傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金と同じ)
	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、入院*された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*（180日）が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*（180日）に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術保険金 ★ ゴルファー傷害補償特約		
	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*（180日）中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	



保
険
の
向
け
の
保
険

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
団体総合生活補償保険 （6E・6D・6A・6B）	傷害通院保険金 ★ゴルフー傷害補償特約		(P13 傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金と同じ)
	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、通院*された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注)傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位*を固定するためにギブス等*を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定(*)であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギブス等の装着により固定していることが確認できる場合に限ります。 (*)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ●事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*（180日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ●1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*（90日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
団体総合生活補償保険 （6E・6D・6A・6B）	ゴルフ用品保険金 ★ゴルフ用品補償特約		
	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフ用品(*)の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 (注1)自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。 (*)「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。	損害の額（被害物の修理費または時価額*のいずれか低い方が限度となります。） (注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じて、保険金額が限度となります。 (注2)修理によって被害物の価額が増加したときには、その増加額（被害物が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被害物の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、被害物が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被害物の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。）、および修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。 (注3)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害（ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の法定代理人を含みます。）の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為（ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） など

保険金の種類		保険金をお支払いする場合		保険金のお支払額		保険金をお支払いしない主な場合							
ゴルフ ファ ー 向 け 保 険 （ 6E ・ 6D ・ 6A ・ 6B ）	団体総合生活補償保険	ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）											
		日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次表に掲げるホールインワンまたはアルバトロス				次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用(*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用（ただし、保険金額の10%が限度となります。） (注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。 (※1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。 (※2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。							
		<table><tr><td>区分</td><td>目撃者</td></tr><tr><td>の公 場 式 競 技 以 外</td><td>次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。）</td></tr><tr><td>の公 場 式 競 技</td><td>次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ等。具体的には下枠記載の方をいいます。）</td></tr></table>				区分	目撃者	の公 場 式 競 技 以 外	次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。）	の公 場 式 競 技	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ等。具体的には下枠記載の方をいいます。）		
		区分	目撃者										
		の公 場 式 競 技 以 外	次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。）										
の公 場 式 競 技	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ等。具体的には下枠記載の方をいいます。）												
同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティーのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など													
（注1）原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 （注2）前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は、「目撃」には該当しません。													
②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー 35 以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(*2)により証明できるものに限りま す。 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。 (※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (※2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。													
		<table><tr><td>区分</td><td>署名または記名・押印が必要な方</td></tr><tr><td>の公 場 式 競 技 以 外</td><td>ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</td></tr><tr><td>の公 場 式 競 技</td><td>ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</td></tr></table>		区分	署名または記名・押印が必要な方	の公 場 式 競 技 以 外	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者	の公 場 式 競 技	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者				
区分	署名または記名・押印が必要な方												
の公 場 式 競 技 以 外	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者												
の公 場 式 競 技	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者												

保険金の種類

保険金をお支払いする場合

保険金のお支払額

保険金をお支払いしない主な場合

傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約

P 1 ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容

P 1 ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容

傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約

P 1 ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容

P 1 ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容

ホールインワン・アルバトロス費用保険金
★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）

日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。
①次表に掲げるホールインワンまたはアルバトロス

区分	目撃者
の公 場 合 競 技 以 外	次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。）
の公 場 式 合 競 技	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ等。具体的には下枠記載の方をいいます。）

同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティーのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出りする造園業者・工事業者 など

（注 1）原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。

（注 2）前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は、「目撃」には該当しません。

②達成証明資料(* 1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス
なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、
●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー 35 以上の9ホールを正規にラウンドし、
●1 名以上の同伴競技者と共に（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、
●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(* 2)により証明できるものに限ります。
（注）この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。
（* 1）「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。
（* 2）「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。

（次ページへ続く）

次の費用のうち実際に支出した額

ア. 贈呈用記念品購入費用(* 1)
イ. 祝賀会に要する費用
ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用
エ. 同伴キャディ*に対する祝儀
オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(* 2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用（ただし、保険金額の 10% が限度となります。）
（注 1）保険金のお支払額は、1 回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。
（注 2）ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。
（注 3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
（注 4）保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。
（* 1）贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。
（* 2）自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。

P 1 ケガ保険の傷害保険金と同内容
ただし、下記が追加されます。
●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ

●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス*
●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
●ゴルフ場の使用人(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など
（*）「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。

ゴルフ
ファー
向け
保
険
（
6F
）

団体総合生活補償保険（標準型）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合		保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルフ向け保険 (6F)	団体総合生活補償保険 (標準型)	(前ページからの続き)			
		区分	署名または記名・押印が必要な方		
		の公式競技以外	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者		
		の公式競技	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者		
【特約の説明】					
ゴルフ向け保険	セットする特約			特約の説明	
	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）			保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。	



ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書（協定書）（以下「協定書」といいます）の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。

（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容
＜ご注意＞ 被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。 補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。 補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否をご判断のうえ、加入してください。 （＊）複数あるご契約のうち、これらの補償が１つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害*を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害*が開始した場合に限り、てん補期間*中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額*を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
長期収入サポートプラン（A） 団体長期障害所得補償保険金	身体障害*により、就業障害*となった場合	てん補期間*中の就業障害*である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 支払基礎所得額*×[所得喪失率*×約定給付率*(100%)] （注1）お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額*（250,000円）を限度とします。 （注2）協定書に定めるてん補期間を限度とします。 （注3）支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額*を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 （注4）てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 （注5）同一の身体障害*により、免責期間*を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 （注6）保険金または共済金が支払われる他の保険契約等*がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額*^(*)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ●他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額*^(*) ●他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額*^(*)を限度とします。 （＊）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 （次ページへ続く）	（1）新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害*になった場合、就業障害の原因となった身体障害*について、新規加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 （2）次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害^(＊1) ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害^(＊2) ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害^(＊3) ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害^(＊4) （次ページへ続く） （3）健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気^(＊5)等（加入者証等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 （次ページへ続く）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
長期収入サポートプラン（A） 団体長期障害所得補償保険金		（前ページからの続き） ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	（前ページからの続き） （＊1）テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 （＊2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 （＊3）「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目^(＊6)中の次の分類番号に該当する精神障害（統合失調症、躁（そう）病、うつ病等）を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 （1）F04～F09 （2）F20～F51 （3）F53～F54 （4）F59～F63 （5）F68～F69 （6）F84～F89 （7）F91～F92 （8）F95 （9）F99 （＊4）病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。 （＊5）その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 （＊6）分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD－10(2003年版) 準拠」によります。

「補償対象外となる運動等」 山岳登山 ^(＊1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(＊2) 操縦 ^(＊3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(＊4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗
（＊1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。
（＊2）グライダーおよび飛行船は含みません。
（＊3）職務として操縦する場合は含みません。
（＊4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
「補償対象外となる職業」 オートデスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
「補償対象外となる主な携行品」 船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機（ドローン）・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・スマートフォン・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション・モバイル Wi-Fi ルーター・ワイヤレスイヤホン等の携帯式通信機器・パソコン・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、釣竿・竿掛け・竿袋・リール・釣具入れ・クーラー・びく・たも網・救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された漁具、証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）・帳簿・稿本（本などの原稿）・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ
など
「補償対象外となる主な受託物」 日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品、自動車（被牽（けん）引車を含みます。）・原動機付自転車・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物（畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物
など

長期収入サポートプラン

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

【※印の用語のご説明】

- 「アルバトロス」とは、ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
親の介護による休業補償特約	保険契約者、被保険者、介護対象者※または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日(※)からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
（※）疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。
- 「飲酒運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「オンライン診療」とは、医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限ります。なお、電話診療は含みません。
- 「介護対象者」とは、親の介護による休業補償特約の介護対象者として加入者証等に記載された者をいいます。
- 「介護による休業」とは、要介護状態（要介護2以上の状態）※である介護対象者※を介護することを目的として、被保険者が取得する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第11条に定める休業(※)をいいます。
（※）これに準ずる就業規則等に基づく休業を含みます。なお、介護対象者が要介護状態（要介護2以上の状態）となる前の期間および就業規則等に定められた休業期間以外の期間は含みません。
- 「回復所得額」とは、免責期間※開始以降に業務に復帰して得た所得※の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
- 「ギプス等」とは、ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）およびハローベストをいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(※)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
（※）いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(※)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒
 - ②ウイルス性食中毒
（※）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「ゴルフ場」とは、ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設（ゴルフ練習場を含みます。）をいいます。ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場※として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
- 「最高保険金支払月額」とは、1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額※から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車を入ります。
- 「支払基礎所得額」とは、保険金の算出の基礎となる額をいい、

1口あたり保険金額	×	加入口数
-----------	---	------

によって算出した額となります。

- 「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金

- 「就業障害」とは、被保険者が身体障害※を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間※開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率※が20%超であることをいいます。
免責期間※中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。
なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為を入います。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(※¹)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）を除きます。
 - ②先進医療※に該当する診療行為(※²)
 - （※1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - （※2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれまぜん。）をいいます。
 - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨を入います。以下同様とします。）または脊柱。
 - ・長管骨に接続する3大関節部分（肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節を入います。）。
 - ・肋骨または胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれまぜん。）。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
 - ・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
- 「所得」とは、業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害※となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
- 「所得喪失率」とは、次の算式によって算出された割合を入います。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間※終了日の翌日から起算した各月における回復所得額※}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得※の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害※の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族を入います。
- 「身体障害」とは、傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病気」といいます）を入います。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
- 「先進医療」とは、手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。）を入います。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変を入います。
- 「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約を入います。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療を入います。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療※により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
- 「定期所得」とは、賞与を除いた金額とします。なお、賞与とは、名称のいかんを問わず、臨時に支払われるものおよび3か月を超える期間ごとに支払われるものをいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息を入います。
- 「てん補期間」とは、介護による休業保険金の免責期間※終了日の翌日から起算する一定の期間（加入者証等記載の期間を入います。）を入います。（病気保険（親の介護による休業補償特約））
- 「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間※終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間を入います。
「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。（長期収入サポートプラン）

留意点

- 【※印の用語のご説明】の続き
- 「てん補期間内介護による休業期間」とは、てん補期間*内における介護による休業*の期間（月数）をいい、次の場合を含みません。

①介護対象者*が要介護状態（要介護2以上の状態）*に該当しなくなった場合

②被保険者が離職(*)した場合

（*）勤務先の関与する子会社、関連会社その他関係先への転籍を除きます。

●「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。

●「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。

●「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

●「発病」とは、医師*が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。

（*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

●「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。

●「平均月間所得額」とは、被保険者の就業障害*が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

平均月間所得額＝
$$\frac{\text{（年間収入額}^{(*)1}\text{）}-\text{（働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{(*)2}\text{）}}{12\text{（か月）}}$$

（*1）給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

（*2）被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

●「平均月間定期所得額」とは、免責期間*が始まる直前12か月における被保険者の定期所得*の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。

●「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列举されている診療行為

②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

（注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列举されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列举されている診療行為を含みます。

●「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。

●「保険価額」とは、保険の対象に損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。

●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●「免責期間」とは、支払いの対象とならない期間をいい、加入者証等記載の期間または日数をいいます。（病気保険）

適用される保険金の名称
・介護による休業補償保険金

●「免責期間」とは、保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害*が継続する期間をいいます。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。（長期収入サポートプラン）

●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

●「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視せずに、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は該当しません。

●「約定給付率」とは、保険金の算出の基礎となる加入者証等に記載された率をいいます。

<K2プラン・Zプラン>

●「要介護状態（要介護2以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度*の第1号被保険者（65才以上）…要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態

②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）…要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。

③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）…要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

<Kプラン>

●「要介護状態（要介護3以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度*の第1号被保険者（65才以上）…要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態

②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）…要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。

③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）…要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

留意点

— 23 —

— 24 —

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）【団体損害保険】三井住友海上

【重要事項のご説明】 この書面では、この保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

<契約概要のご説明>

（団体総合生活補償保険（標準型）・団体総合生活補償保険・団体総合生活補償保険（MS&AD型）・団体長期障害所得補償保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等および団体長期障害所得補償保険においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書（協定書）」（以下「協定書」といいます）等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

ケガ保険	賠償保険	携行品保険
ゴルフアー向け保険（6F）		

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

- 被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 （○：被保険者の対象　－：被保険者の対象外）		
	本人（*2）	配偶者	その他親族（*3）
本人型	○	－	－
家族型（*1）	○	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a)本人（*2） (b)本人（*2）の配偶者 (c)同居の親族（本人（*2）またはその配偶者と同居の、本人（*2）またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d)別居の未婚の子（本人（*2）またはその配偶者と別居の、本人（*2）またはその配偶者の未婚の子） (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（*4）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ホールインワン・アルパトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	本人（*2）のみ

（*1）家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。

（*2）加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

（*3）家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。

- 本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
- 本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

（*4）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

（注）同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここという同居には該当しません。

ゴルフアー向け保険（6E・6D・6A・6B）

この保険は、被保険者（補償の対象者）が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
ゴルフアー賠償責任保険特約	(a)本人（*1） (b)本人（*1）が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（*2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ゴルフアー傷害補償特約	本人（*1）のみが被保険者となります。
ゴルフ用品補償特約	
ホールインワン・アルパトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	

（*1）加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

（*2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

病氣保険

この保険は、被保険者（補償の対象者）が病気になる場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲（○：被保険者の対象）
	本人（*）
本人型	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人（*）のうち、次のすべてに該当する方
疾病入院時一時金補償特約	●保険期間の開始時点で生後15日以上満79才以下の方 ●健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
疾病退院時一時金補償特約	
疾病長期入院時保険金補償（90日ごと用）特約	
介護一時金支払特約 [本人介護]	
先進医療費用保険金補償特約	
葬祭費用補償特約	本人（*）の親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族）

	(注)本人（*）は、次のすべてに該当する方となります。 ●保険期間の開始時点で生後15日以上満79才以下の方 ●健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
親介護一時金支払特約 [親介護]	本人（*）の親（姻族を含みます。2名までを限度とします。）のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ●保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ●健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
親の介護による休業補償特約	本人（*） (注)介護対象者（介護を受ける方）の範囲は、本人の親（姻族を含みます。2名までを限度とします。）のうち、加入申込票の介護対象者欄に記載された次のすべてに該当する方となります。 ●保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ●健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

長期収入サポートプラン

この保険は、被保険者（補償の対象者）がケガまたは病氣により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	働いて収入（所得）を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満15才から満59才までの方
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄に記載の方

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険金のお支払いについて」のとおりです。詳細は普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額（お支払いする保険金の額）

「保険金のお支払いについて」をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「保険金のお支払いについて」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「保険金のお支払いについて」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ケガ保険	賠償保険	携行品保険
ゴルフアー向け保険（6F）		

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.（2）通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

ケガ保険	病氣保険	賠償保険
携行品保険		
ゴルフアー向け保険（6F・6E・6D・6A・6B）		

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、商品パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- 保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

長期収入サポートプラン

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、商品パンフレットの保険金額欄および加入申込票等にてご確認ください。

この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的医療保険制度（健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます）による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

- 所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。
- 健康保険、共済保険の加入者（給与所得者など）：50%

2. 保 険 料

保険料は下記によって決定されます。

ケガ保険	賠償保険	携行品保険
ゴルフアー向け保険（6F）		

保険金額・保険期間・お仕事の内容（「就業中の傷害危険対象外特約」をセットしたご契約の場合を除きます。）等

ゴルフアー向け保険（6E・6D・6A・6B）

保険金額・保険期間等

病氣保険

保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年齢・保険期間等

長期収入サポートプラン

支払基礎所得額・年齢・性別・免責期間・てん補期間等

お客さまが実際にご加入いただく（お払込いただく）保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

商品パンフレットをご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。（長期収入サポートプランを除く）

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じた払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

<注意喚起情報のご説明>

（団体総合生活補償保険（標準型）・団体総合生活補償保険・団体総合生活補償保険（MS&AD型）・団体長期障害所得補償保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等および団体長期障害所得補償保険においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は富士フィルムホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

（1）告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者(*)の「職業・職務」…（ケガ保険・賠償保険・携行品保険・ゴルフ向け保険（6F））
（*）家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
- ②他の保険契約等(*)に関する情報…（ケガ保険・病気保険・賠償保険・携行品保険・ゴルフ向け保険・長期収入サポートプラン）
（*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、ゴルフ保険、個人賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。（長期収入サポートプラン以外）
- （*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。（長期収入サポートプラン）
- ③被保険者の「生年月日」「年令」…（病気保険）
被保険者の「生年月日」「年令」「性別」…（長期収入サポートプラン）
- ④被保険者の健康に関する告知…（病気保険・長期収入サポートプラン）
（注）告知事項の回答にあたっては「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

【健康に関する告知について】（長期収入サポートプラン）

- 被保険者（補償の対象者）の健康状況に関する質問事項（健康状況告知書質問事項）に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。
- 健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日(*)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の

原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき(*)は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

（*1）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

（*2）治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

（2）通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

ケガ保険	賠償保険	携行品保険
ゴルフ向け保険（6F）		

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
 - ②新たに職業に就いた場合
 - ③職業をやめた場合
- また、上記①または②のいずれかにおいて、下記のくご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>
下記以外の職業

<ご契約の引受範囲外>
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

（3）その他の注意事項

ケガ保険	病気保険	賠償保険
携行品保険		
ゴルフ向け保険（6F・6E・6D・6A・6B）		

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

（*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、ゴルフ保険、個人

賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷害死亡 保 険 金	●傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人を行い、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 （注）傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	●普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者（ゴルフ向け保険（6E・6D・6A・6B）の場合は、ゴルフ傷害補償特約の被保険者）が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - 引受保険会社に保険金（ゴルフ向け保険（6E・6D・6A・6B）の場合は、ゴルフ傷害補償特約に基づく保険金）を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に（ゴルフ向け保険（6E・6D・6A・6B）の場合は、ゴルフ傷害補償特約）の解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

（注）家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa. またはb. いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb. によるものとします。

- a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
- b. この保険契約(*)を解約すること。

（*）保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。
（ゴルフ向け保険（6E・6D・6A・6B）の場合は「保険契約」を「ゴルフ傷害補償特約」と読み替えます。）

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

（注）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する 他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(標準型) 日常生活賠償特約 団体総合生活補償保険 ゴルフ賠償責任保険特約	自動車保険 日常生活賠償（受託物賠償追加型）特約 火災保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(標準型) 受託物賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償（受託物賠償追加型）特約 火災保険 受託物賠償特約
③	団体総合生活補償保険 ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行品損害補償特約
④	団体総合生活補償保険(標準型) 団体総合生活補償保険 ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	ゴルフ保険 ホールインワン・ アルバトロス費用 補償特約

長期収入サポートプラン

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ずご記入ください。

（*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。）をいいます。

■保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、お申込人のご住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内がでないこととなります。

■ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

- （＊）保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約（団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の要否をご判断のうえ、ご加入ください。

（注）１ 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主なご契約＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険 所得補償保険

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、商品パンフレット記載の方法により払込みください。商品パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

（１）保険金をお支払いしない主な場合

「保険金のお支払いについて」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および団体長期障害所得補償保険においては協定書に記載されておりますのでご確認ください。

（２）重大事由による解除

ケガ保険	病氣保険	賠償保険
携行品保険		
ゴルフファー向け保険（6F・6E・6D・6A・6B）		

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガや病氣等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

長期収入サポートプラン

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を発生させた場合

- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

- ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- （１）保険料は、商品パンフレット記載の方法により払込みください。商品パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- （２）分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。（長期収入サポートプランを除く）

6. 失効について

ケガ保険	病氣保険	賠償保険
携行品保険		
ゴルフファー向け保険（6F・6E・6D・6A・6B）		

ご加入後に、被保険者（家族型においては被保険者全員）が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

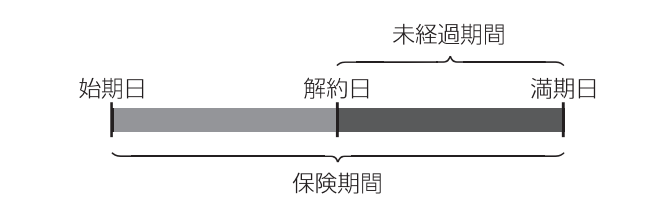
長期収入サポートプラン

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病氣以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- 脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。長期収入サポートプランの場合は、追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

P34をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

P33をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

病氣保険	長期収入サポートプラン
------	-------------

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

（１）現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②病氣保険の場合は、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

（２）新たな保険契約（団体総合生活補償保険（MS&AD型）、団体長期障害所得補償保険）をお申込みされる場合のご注意事項

病氣保険

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

富士フイルムビジネスエキスパート株式会社

保険サービスセンター

Eメール bxxhoken@fujifilm.com

TEL 03－6300－6745 フリーダイヤル 0120－553－053

（受付時間：土日・祝日を除く 平日 10:00～15:00）

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120－632－277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」

https://www.ms-ins.com/contact/cc/

こちらからアクセスできます。

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120－258－189（無料）

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「保険金請求WEBシステム」は、こちらから

※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）】0570－022－808

・受付時間〔平日 9：15～17：00（土日・祝日および年末年始を除きます）〕

・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

留意点

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

（１）この保険は富士フィルムホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者をご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

（２）加入資格者の範囲

＜お申込人となれる方の範囲＞ ケガ保険・病気保険・賠償保険・携行品保険・ゴルフアー向け保険・長期収入サポートプラン

お申込人となれる方は富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方に限ります。

＜被保険者となれる方の範囲＞

●ケガ保険・病気保険・ゴルフアー向け保険（6E・6D・6A・6B）で被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方、およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。）です。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

（注）ケガ保険（1A・2A）、病気保険（K2の特約区分2・3）は役員、従業員、準社員、嘱託の方のみがご加入いただけます。

●病気保険の被保険者（補償の対象者）としてご加入いただける方は、上記に加えて保険期間の開始時点で生後15日以上～満79才以下の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

●賠償保険・携行品保険・ゴルフアー向け保険（6F）・長期収入サポートプランで被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方に限ります。

上記の被保険者が加入されると、日常生活賠償保険金、受託物賠償責任保険金、ならびに携行品保険（10G）については以下の方も補償の対象となります。詳細はP.25をご覧ください。

●上記被保険者本人の配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族（本人または配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族）、別居の未婚の子。（同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際のものをいいます。）

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●長期収入サポートプランの被保険者（補償の対象者）としてご加入いただける方は、上記に加えて保険期間の開始時点で満15才～59才の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。ただし、非常勤、アルバイト、パートの従業員、健康保険の対象とならない方を除きます。

（３）ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

（４）病気保険について

●継続加入の方は原因発生日（発病日）が2026年4月21日午後4時以前、あるいは入院開始日が2026年4月21日午後4時以前のお支払いについては、旧ご加入条件でのお支払いとなることがあります。

●原因発生日（発病日）時点でご加入のない場合は、お支払いの対象とならないことがあります。

●「病気保険」では、「健康状況告知書質問事項」の質問の回答のいずれかが「はい」の場合、お引受けできません。

●特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方は、継続時に、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。（詳細は、「健康状況告知書ご記入のご案内」「健康状況告知書質問事項」をご確認ください。）

（５）自動継続の取扱いについて

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたプラン・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

（６）保険料・保険金額について

前年度ご加入いただいた被保険者の人数（等）に従って割（増）引率が適用されます。

（７）事故発生時の注意事項

＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

＜保険金支払いの履行期＞

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*¹）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（*²）を終えて保険金をお支払いします。（*³）

（*¹）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（*²）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（*³）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

●損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

●被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 引受保険会社所定の保険金請求書
- 引受保険会社所定の同意書
- 事故原因・損害状況に関する資料
- 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、戸籍謄本 等）
- 引受保険会社所定の診断書
- 診療状況申告書
- 公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- 死亡診断書
- 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 休業・所得証明書（長期収入サポートプランの場合）
- 所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書 等）（長期収入サポートプランの場合）

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

＜代理請求人について＞

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

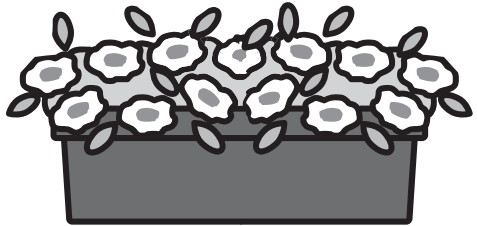
（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

●賠償保険、携行品保険、ゴルフアー向け保険、団体長期障害所得補償保険等のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険、団体長期障害所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。また、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。



ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

- 法律上の賠償責任について
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
- ＜示談交渉サービス＞
- 日本国内において発生した、日常生活賠償特約、ゴルフアー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。
- ＜示談交渉を行うことができない主な場合＞
- 次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。
- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約、ゴルフアー賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合

○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合

○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- (8)●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- (9)●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数（長期収入サポートプランの場合は就業障害である期間）の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- (10)●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
- 損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & A Dインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者（募集人）に提供します。

- ①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ②継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

(11) 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

ケガ保険・賠償保険・携行品保険・ゴルフアー向け保険（6F）

保険金、解約返れい金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は 100%補償されます。

ゴルフアー向け保険（6E・6D・6A・6B）

- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が 20 人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。）。
- 保険金、解約返れい金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は 100%補償されます。

病気保険

【病気の補償】

保険金、解約返れい金等は 90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は 100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

長期収入サポートプラン

保険金、解約返れい金等は 90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は 100%補償されます。

税法上の取扱い（2025 年 11 月現在）

*「税法上の取扱い」は今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。

病気保険
●払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高 40,000 円まで、住民税について最高 28,000 円までが毎年の課税対象額から控除されます。 (注 1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。 (注 2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。
長期収入サポートプラン
●払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高 40,000 円まで、住民税について最高 28,000 円までが毎年の課税対象額から控除されます。 (注) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。
なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
＊ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
＊ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「複数の方を保険の対象にするプランをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？
- ◆「長期収入サポートプラン【団体長期障害所得補償保険】（定額型）のプランをお申込みの場合のみ」
ご確認ください。
支払基礎所得額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の50%以下となるような口数でお申込みされていますか？
- ◆「健康に関する告知をしていただく契約のプランをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など）
- 既にご加入されているがご継続されない場合

団体総合生活補償保険（MS&AD型）・団体長期障害所得補償保険 健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点をお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

病氣保険

- 継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。
- (*)保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

長期収入サポートプラン

- 継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。
- (*)支払基礎所得額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。
(注)告知時における年令が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。（病氣保険）
(インターネットでお手続きされる場合は、お申込人が被保険者のご回答を代理して告知ください。)

病氣保険

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	●基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理してご回答（ご記入・ご署名）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 ●特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。
親の介護による休業補償特約	●基本補償部分の被保険者（子）がご回答（ご記入・ご署名）ください。告知にあたっては、介護対象者（親）について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を介護対象者（親）にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 ●介護対象者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

病氣保険

- 「疾病補償」「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- 健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○：あり、×：なし)		回答が必要な質問事項 (○：回答要、×：回答不要)		
疾病補償	本人介護補償	質問 1	質問 2	質問 3
○	○	○	○	○
○	×	○	○	×
×	×	健康に関する告知は不要です		

- 「親介護補償」「親の介護による休業補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途「親介護一時金・休業専用」の告知をいただく必要があります。
- 「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	疾病入院時一時金補償特約
	疾病退院時一時金補償特約
	疾病長期入院時保険金補償（90日ごと用）特約
	先進医療費用保険金補償特約
本人介護補償	葬祭費用補償特約
	介護一時金支払特約 本人介護
親介護補償	親介護一時金支払特約 親介護
親の介護による休業補償	親の介護による休業補償特約

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】三井住友海上

長期収入サポートプラン

- 「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- 「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。
現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

病氣保険	
特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した病氣 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(※3) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病入院時一時金補償特約	
疾病退院時一時金補償特約	
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に被ったケガまたは発病した病氣 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
葬祭費用補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に被ったケガまたは発病した病氣 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約 本人介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 親介護	

親の介護による休業補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、介護による休業を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
---------------	---

- (※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償するプランを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償するプランのご加入時」をいいます。
- (※2)その病氣と医学上因果関係がある病氣を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。
- (※3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。

長期収入サポートプラン

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日^(※1)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき^(※2)は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
(※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
(※2)治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

7. その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- 継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(※)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱い、次のとおりです。
(※)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

病氣保険

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。 あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。 <告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名（カナ）が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。 <告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
疾病入院時一時金補償特約	
疾病退院時一時金補償特約	
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	
先進医療費用保険金補償特約	加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名（カナ）が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。 <告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
葬祭費用補償特約	
介護一時金支払特約 本人介護	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。
親介護一時金支払特約 親介護	
親の介護による休業補償特約	

- 【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の入力・記入方法】
Web手続き：「加入内容の確認」画面にて、既加入内容が表示されておりますので、「内容変更」ボタンを押下し、加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。
加入申込票：疾病コード、疾病・症状名（カナ）を二重線で削除し、訂正署名をしたうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

ご加入後の補償内容に応じた質問事項の回答をご記入ください。

※健康状況告知書質問事項回答欄				※告知者ご署名欄
質問1	質問2	質問3	特定疾病対象外欄	必ず被保険者ご本人がフォームでご署名ください。告知時における被保険者の年令が満19未満の場合には、親権者のうちいずれの方が署名してください。
LKA はい③	LKH はい③	LTA はい③	506 疾病コード R0 三住 太郎	LW8 告知日 R × 年10 月 1 日
いいえ④	いいえ④	いいえ④	507 疾病・症状名(カナ) 三住 太郎	(被保険者自署)
「はい」の場合、該当補償についてお引受けできません。詳細は健康状況告知書質問事項をご参照ください。				三住 太郎

長期収入サポートプラン

- ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。
なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
<告知の結果、お引受けできる場合>
特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名（カナ）が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。
なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

- 【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の入力・記入方法】
Web手続き：「加入内容の確認」画面にて、既加入内容が表示されておりますので、「内容変更」ボタンを押下し、加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。
加入申込票：疾病コード、疾病・症状名（カナ）を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

※健康状況告知書質問事項回答欄		※告知者ご署名欄	
質問1 はい③	質問2 はい③	特定疾病対象外欄 502 疾病・症状名(カナ) 三住 太郎	LW8 告知日 R × 年10 月 1 日
いいえ④	いいえ④	R0	(被保険者自署)

- <告知の結果、お引受けできない場合>**
ご加入をご継続いただくことができません。

病氣保険・長期収入サポートプラン

- 各疾病コードに属する疾病・症状は、P 41 または引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。下記からアクセスいただけます。
ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

疾病補償（病気保険(基本補償)・先進医療費用保険金)・本人介護補償(本人介護一時金)・長期収入サポートプラン	健康状況告知書質問事項
●「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。 ●「団体総合生活補償保険（MS&AD 型）」「団体長期障害所得補償保険」にお申込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。 この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。 ●「疾病補償」「本人介護補償」または「団体長期障害所得補償保険（長期収入サポートプラン）」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。 ●下記の質問事項には、被保険者（補償の対象者）ご自身がお答えください。(*) （*）告知時における被保険者の年齢が満 15 才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。 ●<u>下表に記載がある傷害や疾病については告知不要です。</u>	

告知対象外となる傷害・疾病一覧	●ケガ* ●正常分娩 ※以下については、疾病として告知対象となります。 脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症（ギックリ腰）、半月板損傷、ばね指（手指屈筋腱腱鞘炎）、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷
-----------------	---

「疾病補償」または「団体長期障害所得補償保険（長期収入サポートプラン）」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「疾病補償」または「団体長期障害所得補償保険（長期収入サポートプラン）」のセットが含まれている場合は、下記の質問 1、2 につきご回答ください。
質問 1、2 の回答のいずれかが「はい」の場合：お引受けできません。
質問 1、2 の回答のいずれも「いいえ」の場合：お引受けします。

質問 1	*「疾病補償」または「団体長期障害所得補償保険（長期収入サポートプラン）」がない契約をお申込みの方は回答不要です。 次のいずれかに該当しますか（ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等*は除きます）。 ①告知日（ご記入日）現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等*をすすめられている。 ②告知日（ご記入日）より過去 2 年以内に病気で、継続して 14 日以上入院をしたことがある。 ※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。
質問 2	*「疾病補償」または「団体長期障害所得補償保険（長期収入サポートプラン）」がない契約をお申込みの方は回答不要です。 告知日（ご記入日）より過去 2 年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査*・治療（投薬を含みます）を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。 ①「がん」、「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病気（アルコール・薬物依存を含みます）」 ※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。

「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「本人介護補償」が含まれている場合は、下記の質問 3 につきご回答ください。
質問 3 の回答が「はい」の場合：「本人介護補償」はお引受けできません。
質問 3 の回答が「いいえ」の場合：「本人介護補償」をお引受けします。
*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

質問 3	*「本人介護補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「疾病補償」にお申込みの方は質問 1、2 にもご回答ください。 次のいずれかに該当しますか。 ①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。 ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。 ③告知日（ご記入日）より過去 2 年以内に、医師により、P 42 の「疾病・症状一覧（介護）」記載の病気や症状と診断されたことがある。
------	---

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ 継続加入いただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている場合があります。 現在ご加入いただいている契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群*¹については、保険金をお支払いしません。 各疾病コードに属する疾病・症状は、P 41、引受保険会社のホームページまたは「加入者証」等に記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。 引受保険会社のホームページへは、右記の Q R コード*²からアクセスいただけます。 ※1 お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。 ※2 Q R コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。 継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。 <告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名（カナ）が表示されている場合は、二重線で削除してください。 なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。 <告知の結果、お引受けできない場合> ご加入を継続いただくことができません。	
ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。	

親介護補償(親介護一時金)・親の介護による休業補償(休業補償)	健康状況告知書質問事項
●「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。 ●「親介護補償」または「親の介護による休業補償」にお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。 この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。 ●下記の質問事項には、介護を受ける方(*¹) (特約被保険者または介護対象者) に現時点の健康状況をご確認のうえご回答ください。(*²) また、ご確認方法を選択してください。 （* 1）基本部分の被保険者の親御様（姻族を含みます。）をいいます。 （* 2）「親介護一時金支払特約」にご加入の場合は、基本部分の被保険者ご本人が介護を受ける方(*¹)を代理して、ご回答いただきます。 なお、告知時における基本部分の被保険者の年齢が満 15 才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。 ●下記質問の回答が「はい」の場合、お引受けできません。ご了承ください。 *病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。	
質問	次のいずれかの項目に該当していますか。 ①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。 ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。 ③告知日（ご記入日）より過去 2 年以内に、医師により、P 42 の「疾病・症状一覧（介護）」記載の病気や症状と診断されたことがある。
確認方法	特約被保険者となる方（親御様）へのご確認方法を以下からご選択ください。 （複数に該当する場合は、最も番号の若い（小さい）確認方法に○印をしてください。） （選択肢） ①対面 ②電話 ③ FAX・郵送 ④電子メール等、②③以外の通信手段

留意点



疾病・症状一覧表（病気保険、長期収入サポートプラン用）

分 類	疾病コード	疾病・症状名
循環器等の疾患	A0	心臓弁膜症※、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈（心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。）、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎（細菌性以外）、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A1	脳腫瘍、脳卒中（脳出血、脳梗塞（脳軟化）を含みます。）、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作（TIA）、脳動静脈奇形（脳動静脈瘤）、頸動脈狭窄症
	A2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤（動脈解離を含みます。）、静脈瘤
	A3	リウマチ性心疾患、リウマチ（関節・筋肉）
	A4	低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス（腸閉塞）、急性胃粘膜炎変、憩室炎（憩室症）、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ（良性）、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ（良性）、胆管炎
	B3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C0	肺がん、肺炎、肺炎腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎（肋膜炎）、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症（肺膿瘍を含みます。）、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息（小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。）、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎（蓄膿症を含みます。）、鼻中隔彎曲症
泌尿器・生殖 系の疾患	D0	腎盂腎炎（腎盂炎）、ネフローゼ（症候群）、腎炎（慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。）、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ（良性）、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3	尿路結石（腎臓結石、尿管結石、膀胱結石）
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症
	E1	痛風
	E2	甲状腺機能亢進症（バセドウ病を含みます。）、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍（良性）
血液・造血管系 の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
感染・寄生虫 症	G0	結核（腎結核を除きます。)
	G1	腎結核
	G2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎※ ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3	細菌性心内膜炎
	G4	淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系 の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3	中耳炎（慢性中耳炎を含みます。）、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靱帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症（ギックリ腰）
	J1	膠原病※、骨髄炎（急性化膿性骨髄炎を含みます。）、半月板損傷、ばね指（手指屈筋腱腱鞘炎）、特発性大腿骨頭壊死 ※ペーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎（結節性多発動脈炎）、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎（チャーグ・ストラウス症候群）、側頭動脈炎をいいます。
	J2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤（アテローム）
新生物	M0	悪性新生物（がん）（上皮内新生物を含みます。）
職業病	N0	職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害（不安障害を含みます。）、ストレス関連障害（パニック障害、適応障害を含みます。）、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
妊娠・出産にか かる疾患	Q1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q2	上記Q1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
その他	R0	現在ご加入の契約の加入者証や、加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状

疾病・症状一覧（介護）

分 類	疾病・症状
脳血管系の病気等	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞（脳血栓、脳塞栓、脳軟化）等） ●脳虚血発作（一過性脳虚血発作（TIA）、可逆性虚血性神経障害（RIND）等） ●眼底出血（網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等をいい、外傷性を除きます） ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形
心臓系の病気等	●虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞、冠不全 等） ●不整脈（心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます） ●心臓弁膜症（僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症 等） ●心内膜炎 ●心肥大（心室肥大 等） ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症（肺梗塞 等） ●慢性閉塞性肺疾患（COPD）（肺気腫、慢性気管支炎） ●塵肺（珪肺症、アスベスト肺症 等） ●肺線維症 ●気管支喘息（終診した小児喘息を除きます）
腎臓系の病気等	●慢性腎炎（増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症等） ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア（感染者）を含みます。
筋・骨格系の病気等	●後遺症の残る骨折（上肢の骨折を除きます） ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	●悪性新生物（がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます） ●脳腫瘍
その他	●糖尿病（インシュリン等の注射剤を投与している場合に限ります） ●頭部外傷（後遺障害があると診断された場合に限ります） ●膠原病（関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます） ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●精神障害（アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます）・知的障害・発達障害(注) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病（告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ（https://www.nanbyou.or.jp）等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください） (注)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によりま す。

職種コード一覧(注1)

職種コード	職業名・職務名	職業名・職務名（カナ）	職種級別
01	技術者（技師、監督を含みます。）	ギジュツシヤ	A
02	教員	キョウイン	A
03	保健医療従事者	ホケンイリョウジュウジシヤ	A
04	芸術家、芸能家	ゲイジュツカ・ゲイノウカ	A
05	職業スポーツ家	ショクギョウスポーツカ	(注1)
06	その他の専門的職業従事者	センモンショクギョウジュウジシヤ	(注1)
11	事務従事者	ジムジュウジシヤ	A
21	販売従事者	ハンバイジュウジシヤ	A
31	農林業作者	ノウリンギョウサギョウシヤ	B
36	漁業作者	ギョギョウサギョウシヤ	B
41	採鉱・採石作業者	サイコウ・サイセキサギョウシヤ	B
51	自動車運転者（助手を含みます。）	ジドウシャウンテンシヤ	B
52	船舶関係従事者（漁労船以外の船舶乗船者）（モーターボート競争選手を除きます。）	センバクカンケイジュウジシヤ	A
53	航空機関係従事者（航空機搭乗者）	コウクウキカンケイジュウジシヤ	A
54	その他の運輸従事者（注2）	ソノタノウンコジュウジシヤ	A
55	通信従事者（船舶・漁労船乗船者、航空機搭乗者を除きます。）（注3）	ツウシンジュウジシヤ	A
61	金属製造加工作業者	キンゾクセイゾウカコウギョウシヤ	A
62	電気機械器具組立・修理作業者	デンキキカイキグサギョウシヤ	A
63	輸送機械組立・修理作業者	コソウキカイサギョウシヤ	A
64	計器・光学機械器具組立・修理作業者	ケイキ・コウガクキグサギョウシヤ	A
65	その他の機械組立・修理作業者	ソノタノキカイサギョウシヤ	A
66	製糸・紡織作業者	セイシ・ボウショクサギョウシヤ	A
67	裁断・縫製作業者	サイダン・ホウセイサギョウシヤ	A
68	木・竹・草・つる製品製造作業者	キ・タケ・クサ・ツルサギョウシヤ	B
69	パルプ・紙・紙製品製造作業者	パルプ・カミサギョウシヤ	A
70	印刷・製本作業者	インサツ・セイホンサギョウシヤ	A
71	ゴム・プラスチック製品製造作業者	ゴム・プラスチックサギョウシヤ	A
72	革・革製品製造作業者	カワ・カワセイヒンサギョウシヤ	A
73	窯業・土石製品製造作業者	ヨウギョウ・ドセキサギョウシヤ	A
74	食料品製造作業者	インショクリョウヒンサギョウシ	A
75	化学製品製造作業者	カガクセイヒンセイゾウサギョウシヤ	A
76	建設作業者	ケンセツサギョウシヤ	B
77	設置機関・機械および建設機械運転作業者	テイチ・ケンセツキカイウンテンサギョウシヤ	A
78	電気作業者	デンキサギョウシヤ	A
79	その他の技能工・生産工程作業者	ギノウ・コウセイサンコウテイサギョウシヤ	A
81	保安職業従事者	ホアンショクギョウジュウジシヤ	A
86	サービス職業従事者	サービスショクギョウジュウジシヤ	A
91	有職者以外（家事従事者・学生等）	ユウショクシャイガイ	A

(注1) 職種級別は、代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。
(注2) 自動車（二輪自動車（オートバイ）を除きます。）を用いて配達・宅配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。
(注3) 自動車（二輪自動車（オートバイ）を除きます。）を用いて郵便物・電報の集配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。

留
意
点

ご加入にあたっての留意点（必ず、お読みください。）

	社員グループ保険	積立年金保険 (旧名称：積立式団体終身保険)
効力発生・増額・引当金・引当金戻金・引当金戻金戻金	●効力発生日：2026 年 4 月 1 日	●加入（増額）日：2026 年 5 月 1 日 （ただし、半年払（賞与払）の保険料部分の加入（増額）日は 2026 年 7 月 1 日です。）
加入資格	以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」（ウェブお手続き対象の方は、インターネット（ウェブサイト））に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。 以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。 《本人》富士フイルム(株)および関連会社に在職する役員（執行役員・フェロー・顧問・参与を含みます。）・社員（出向者を含みます。）・嘱託員・シニアスタッフの方で新規加入・増額は、年齢 14 歳 6 カ月超 70 歳 6 カ月以下（昭和 30 年 10 月 2 日以降生まれ）の方。 継続加入は、年齢 75 歳 6 カ月以下（昭和 25 年 10 月 2 日以降生まれ）の方。 《配偶者》上記本人の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満 18 歳以上 70 歳 6 カ月以下（昭和 30 年 10 月 2 日以降生まれ）の方。 継続加入は、年齢 75 歳 6 カ月以下（昭和 25 年 10 月 2 日以降生まれ）の方。 《子ども》上記本人の扶養する子ども（＊）で年齢 2 歳 6 カ月超 22 歳 6 カ月以下の方。 ただし、加入資格のある子どもが 2 名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。 （＊）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうちに子に関する規定を準用します。 【退職後の継続加入について】 ●原則、定年退職者にかぎり本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢 70 歳 6 カ月まで継続加入することができます。 最高保障額は 4,000 万円です。 ●配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢 70 歳 6 カ月まで継続加入することができます。最高保障額は 1,000 万円です。 ●子どもは、本人が退職後、次期更新日前日付で脱退となります。 ●本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。 ※ P55 の「退職後のお取り扱い」をご確認ください。	加入日現在正常に勤務されており、満 15 歳以上かつ保険料払込期間満了日までの期間が 2 年以上ある富士フイルム(株)および富士フイルム(株)と資本関係および人事交流のある関連会社に在職する役員（執行役員・フェロー・顧問・参与を含みます。）・社員・嘱託員の方。 ただし、加入日前日において既に罹病（医師の診断による）または受傷している方は、加入できません。また、配偶者の方は加入できません。 (ご注意) ①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。 ②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。 （同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。） ③配偶者・子どものみで加入することはできません。 ④配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。 ⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。 ⑥本人が左記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、左記のとおり継続加入いただくことができます。
保険期間	●保険期間は 2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日までです。 以降は毎年 4 月 1 日を更新日とし、保険期間 1 年で更新します。	
この保険契約から脱退いただく場合	●本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。 ●更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。 ●配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。 ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日 ②加入資格を失われた日 ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日 ●この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。（例えば、3 月 24 日に脱退された場合、3 月分保険料を払込みいただき、3 月 31 日が保障終了日となります。） ●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。 ●退職等の事由により脱退される場合、2 年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険（終身保険・養老保険）に加入できます。詳細は商品パンフレットの裏面に記載の団体窓口までお問合せください。	保険料払込期間中にご加入者（被保険者）が退職・転籍出向等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
受取人	●本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。 ●配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。 ●本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。	●年金（年金にかえての一時金を含む）、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者（被保険者）本人とします。 ●遺族一時金（残存受取（保証）期間の年金を含む）の受取人はご遺族(※)とします。 （※）遺族とは、労働基準法施行規則第 42 条～第 45 条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が 2 名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

	社員グループ保険	積立年金保険 (旧名称：積立式団体終身保険)																												
配当金	● 1 年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。 - 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。	● 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額（増加年金）にあてられます。 ● 保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。 ● 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにならない場合もあります。 ※ 年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。																												
税務上のお取り扱い	＜保険料＞ ● 主契約およびこども特約の実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、一般生命保険料控除の対象です。 ※ この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。 (https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokajo/) ※ 一般生命保険料控除の対象となる実質保険料について、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。 ※ 当社員グループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当社員グループ保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。 ＜保険金＞ ● 死亡保険金 《本人》相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。 《配偶者・本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死子ども）亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。 ● 高度障がい保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。 ＜年金＞ ● 年金・・・（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 - 課税対象額＝（年金年額＋年金開始後配当金）－必要経費※ ※ 必要経費＝$\frac{\text{年金年額 (除配当金)} \times \text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$	〔抛外型企業年金保険〕 ＜保険料＞ ● ご加入者（被保険者）が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。 ※ 当積立年金保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当積立年金保険のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。 ※ 2011 年 12 月 31 日までに締結した保険契約等（旧契約）と 2012 年 1 月 1 日以降新たに締結した保険契約等（新契約）では、生命保険料控除の適用が異なります。当積立年金保険は旧契約にあたり、一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法を選択することができます。 ① 旧契約のみで控除額を計算 ② 新契約のみで控除額を計算 ③ 旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算（ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。） ＜年金・一時金＞ 以下の年金については、本人が受取人の場合のお取り扱いです。 ● 年金 （公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 - 課税対象額＝$\left(\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} \right) - \left(\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額 (見込額)}} \right)$ ● 脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金 一時所得として所得税および住民税の課税対象です。 - 課税対象額＝$\left(\text{一時金額} - \text{払込保険料累計額} - 50 \text{ 万円} \right) \times \frac{1}{2}$ ※ 同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額（50 万円）が控除されます。 ● 遺族一時金 相続税の課税対象です。 - 法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。																												
	税務の取り扱い等について、2025 年 9 月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。 今後、税務の取り扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。 個別の税務取り扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。																													
制度運営および引受保険会社	当制度は富士フイルムホールディングス株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。 この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（2025 年 9 月 3 日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。 引受保険会社 <table><tr><td>日本生命保険相互会社〔事務幹事〕</td><td>(48.14%)</td></tr><tr><td>大樹生命保険株式会社</td><td>(18.66%)</td></tr><tr><td>住友生命保険相互会社</td><td>(14.73%)</td></tr><tr><td>第一生命保険株式会社</td><td>(13.08%)</td></tr><tr><td>三井住友海上あいおい生命保険株式会社</td><td>(2.19%)</td></tr><tr><td>明治安田生命保険相互会社</td><td>(1.33%)</td></tr><tr><td>SOMPOひまわり生命保険株式会社</td><td>(0.62%)</td></tr><tr><td>大同生命保険株式会社</td><td>(0.50%)</td></tr><tr><td>メットライフ生命保険株式会社</td><td>(0.46%)</td></tr><tr><td>東京海上日動あんしん生命保険株式会社</td><td>(0.13%)</td></tr><tr><td>富国生命保険相互会社</td><td>(0.08%)</td></tr><tr><td>ソニー生命保険株式会社</td><td>(0.08%)</td></tr></table>	日本生命保険相互会社〔事務幹事〕	(48.14%)	大樹生命保険株式会社	(18.66%)	住友生命保険相互会社	(14.73%)	第一生命保険株式会社	(13.08%)	三井住友海上あいおい生命保険株式会社	(2.19%)	明治安田生命保険相互会社	(1.33%)	SOMPOひまわり生命保険株式会社	(0.62%)	大同生命保険株式会社	(0.50%)	メットライフ生命保険株式会社	(0.46%)	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	(0.13%)	富国生命保険相互会社	(0.08%)	ソニー生命保険株式会社	(0.08%)	当制度は富士フイルムホールディングス株式会社が生命保険会社と締結した抛外型企業年金保険契約および一時払退職後終身保険に関する事務取扱協定に基づいて運営します。 この抛外型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（2025 年 9 月 4 日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。 引受保険会社 <table><tr><td>日本生命保険相互会社（79%）〔事務幹事〕</td><td>第一生命保険株式会社（12%）</td></tr><tr><td>明治安田生命保険相互会社（6%）</td><td>富国生命保険相互会社（3%）</td></tr></table> なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。	日本生命保険相互会社（79%）〔事務幹事〕	第一生命保険株式会社（12%）	明治安田生命保険相互会社（6%）	富国生命保険相互会社（3%）
日本生命保険相互会社〔事務幹事〕	(48.14%)																													
大樹生命保険株式会社	(18.66%)																													
住友生命保険相互会社	(14.73%)																													
第一生命保険株式会社	(13.08%)																													
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	(2.19%)																													
明治安田生命保険相互会社	(1.33%)																													
SOMPOひまわり生命保険株式会社	(0.62%)																													
大同生命保険株式会社	(0.50%)																													
メットライフ生命保険株式会社	(0.46%)																													
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	(0.13%)																													
富国生命保険相互会社	(0.08%)																													
ソニー生命保険株式会社	(0.08%)																													
日本生命保険相互会社（79%）〔事務幹事〕	第一生命保険株式会社（12%）																													
明治安田生命保険相互会社（6%）	富国生命保険相互会社（3%）																													

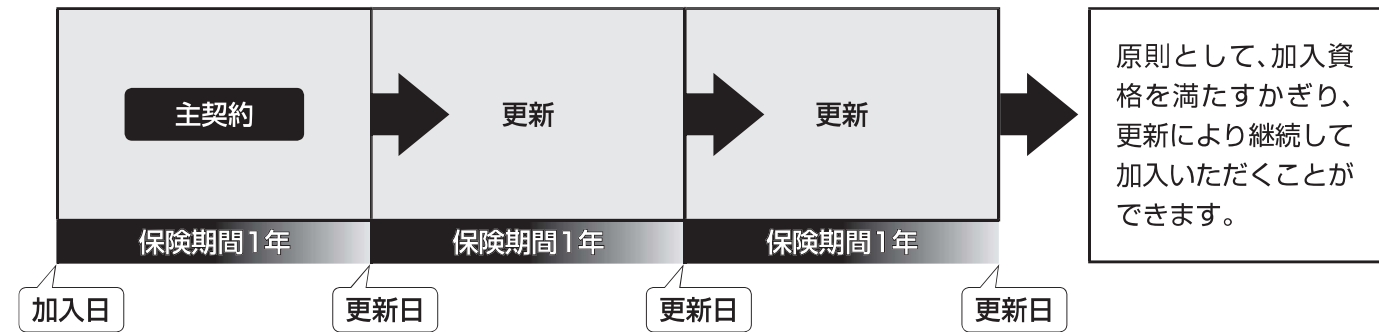
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、
お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間 1 年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることもできます。
- この保険には、団体が保険料を負担し、所定の所属員等をご加入者(被保険者)、その遺族を受取人とする保障が付保されています。対象は富士フイルム株式会社と富士フイルムビジネスエクスパート株式会社です。詳細は、別途ご案内します。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死 亡 保 険 金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(※)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

(※)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、P43をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、P43をご確認ください。

受取人

- 詳細は、P43をご確認ください。

配当金

- 1 年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにならない場合があります。
- 詳細は、P44をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、P44をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

この「注意喚起情報」は、ご加入（＊）のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。ウェブ手続きの方は、インターネット（ウェブサイト）にて告知および申込み手続きをしてください。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（＊）のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方で本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）傷病歴等があった場合でも、全てのご加入（＊）のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入（＊）を解除させていただきます、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきます。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入（＊）を承諾した場合、所定の加入日（＊）から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。（更新できません。）※所定の加入日（＊）については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（＊）を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。
- 【主契約】
- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日（＊）からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき
- 【高度障がい保険金】
- 原因となる傷病が加入日（＊）前に生じている場合
- 【すべての保険金】
- 告知義務違反による解除の場合
 - 詐欺による取消の場合
 - 不法取得目的による無効の場合
 - 保険契約が失効した場合
 - 重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

く お問合せ先 く
生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。

この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被保険者で本人が ありのままを告知してください。 (告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。
- この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、web申込画面または「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝え いただいただけでは告知いただいたこと になりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された画面または書面(web申込画面または「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「web申込画面または『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、web申込画面または「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
 - 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
 - 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。
- (ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

後日、告知内容等を確認させていただく ことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

web申込画面または「申込書兼告知書」 の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または

◎web申込画面または「申込書兼告知書」 の質問事項

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限＊1を受けていますか。(配偶者・こどもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬＊2を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり＊3、医師の治療・投薬＊2を受けたことがありますか。

(注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠(正常)による入院

(注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容を記入いただき、「申込印(告知印)」を押印のうえ、ご提出ください。)

(注3) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日(告知日)現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- web申込画面または「申込書兼告知書」等への入力(記入)の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- web申込画面または「申込書兼告知書」を入力(提出)された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

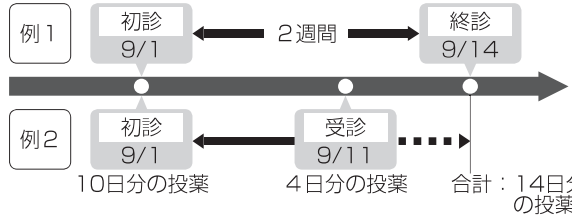
「申込書兼告知書」の裏面(*)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。

(*)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。

- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめるうえ、web申込画面または「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果をご入力(記入)ください。
- 入力(記入)いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実と相違ないことをご確認のうえ、お申込みください。
- web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

補足説明

- ＊1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- ＊2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
(注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- ＊3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



積立年金保険（旧名称：積立式団体終身保険）ご契約の概要について

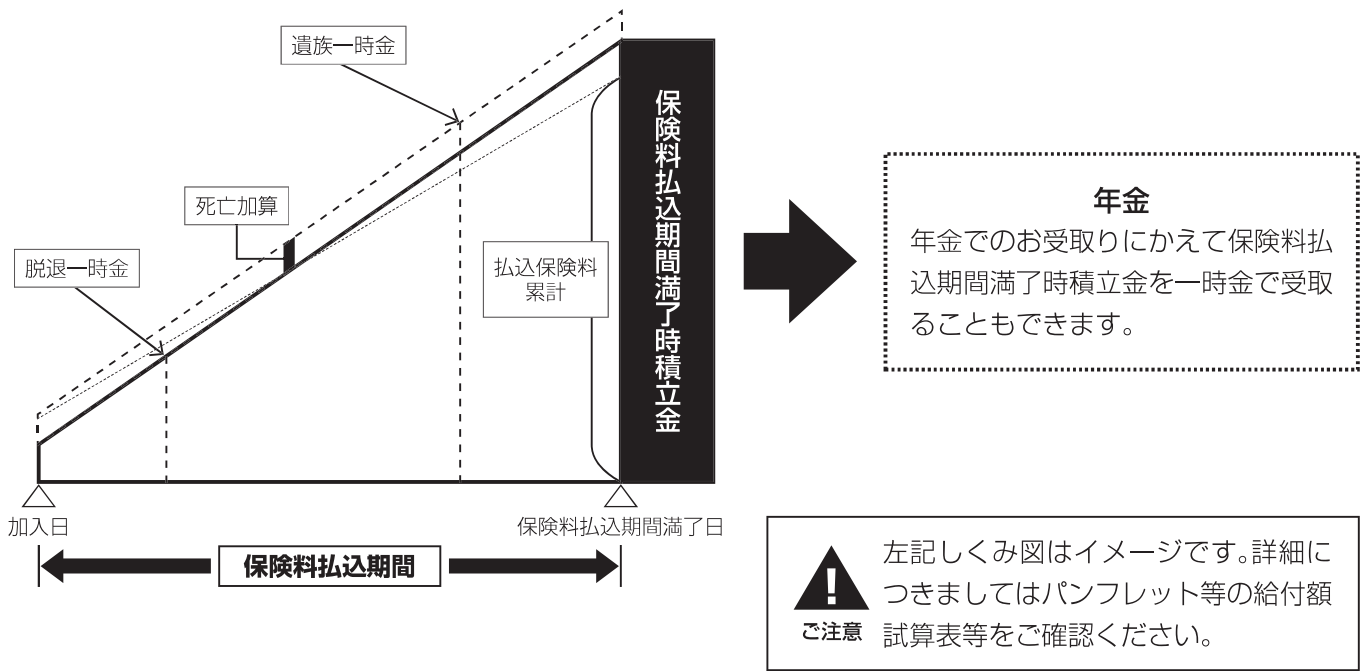
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」に記載の給付内容等は、概要を示しています。
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」等をご参照ください。

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。

しくみ図(イメージ)



加入資格

- 詳細はP43をご確認ください。

保険料

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

給付内容

【保険料払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金をご加入者(被保険者)にお支払いします。年金種類が複数ある場合、いずれか1つを選択いただけます。
10年確定年金、15年保証期間付終身年金
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

【保険料払込期間中の給付内容】

- ご加入者(被保険者)が脱退されたとき、脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。
- ご加入者(被保険者)が死亡されたとき、死亡時点の積立金額に所定の金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細はP43をご確認ください。

配当金

- 詳細はP44をご確認ください。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約が共同取扱契約の場合(この拠出型企業年金保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細はP44をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

この「注意喚起情報」は、ご加入または保険料の増額のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、給付内容等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」等を必ずご参照ください。

（＊）保険料を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または保険料の増額のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入（＊）を承諾した場合、所定の加入日（＊）から保険契約上の責任を負います。ただし、半年払を併用されている場合、半年払保険料部分の責任開始日は所定の加入日（＊）となります。※所定の加入日（＊）については、「加入申込書」、またはパンフレット等に記載された「加入（増額）日」です。※詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。
- 引受保険会社の職員（営業職員、コールセンター担当者等）・代理店等にはご加入または保険料の増額を承諾する権限がありません。

年金・一時金をお支払いしない場合等

- 次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。

（1）遺族一時金の受取人が故意にご加入者（被保険者）を死亡させたとき

- その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者（被保険者）の他にご遺族にお支払いします。

（2）年金の継続受取人が故意にご加入者（被保険者）を死亡させたとき

- 年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者（被保険者）の他にご遺族にお支払いします。

（3）この保険契約全体のご加入者数（被保険者数）が15名未満となったとき

- 引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

（4）保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき

- 保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。

- 保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

（5）ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者（被保険者）に詐欺の行為があったとき

- この保険契約の全部またはそのご加入者（被保険者）に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

（6）ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき

- 引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者（被保険者）に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。

◎重大な事由

- ①保険契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致（未遂を含みます。）
- ②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺（未遂を含みます。）
- ③保険契約者、ご加入者（被保険者）、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき

- （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- （エ）反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

- （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者（被保険者）、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

積立金額（脱退一時金額）等

- 積立金額（脱退一時金額）および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込保険料累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更等により、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。
- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

基礎率（予定利率・予定死亡率等）の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届出たうえで基礎率（予定利率・予定死亡率等）を変更することがあります。その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

く お問合せ先 〉
生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、この「注意喚起情報」・「契約概要」・パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、団体経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
 - この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

退職後のお取扱い

		A 定年退職者	B A以外の退職者	退職後保障	退職時手続き	備 考
社員グループ保険	継続加入の可否	○	△	更新日現在で年齢 70 歳 6 カ月まで継続可。	FFBX 保 険 サ ー ビ ス センター、または富士フイルムグループ各社保険担当窓口から手続きのご案内をいたします。	・退職後の最高保険金額は本人 4,000 万円、配偶者 1,000 万円までとなります。 「申込書兼告知書」で減額手続きをされない場合、退職後最初に迎える更新日より、本人は 4,000 万円、配偶者は 1,000 万円に自動的に減額され継続されます。 ・こどもは、本人が退職後、次期更新日前日付で脱退となります。
		更新日現在で年齢 70 歳 6 カ月まで継続可。	退職事由により異なる。 (会社都合退職者に該当する場合は可。)			
積立年金保険 (旧名称 積立式団体終身保険)	継続加入の可否	×			FFBX 保 険 サ ー ビ ス センター、または富士フイルムグループ各社保険担当窓口から手続きのご案内をいたします。	・拠出型企業年金保険ご加入期間満了のご案内 ・異動通知兼給付金請求書 〈退職後のお問合せ先〉 日本生命保険相互会社
		退職時の積立金をもとに次の 2 コースから選択。 ただし、年齢 50 歳未満は一時金コースのみ。 1. 年金コース (いずれか 1 つを選択) 1) 10 年確定年金 2) 15 年保証期間付終身年金 2. 一時金コース				

注意事項

<社員グループ保険>

- 「死亡保険金受取人指定書」について

新規に加入される方で、本人の死亡保険金受取人を複数人指定される場合、本人との続柄が「その他（9）」となる方を受取人にされる場合、また、すでに加入されている方で死亡保険金受取人を変更される場合は、別紙「死亡保険金受取人指定書」のご提出が必要です。この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者（団体）が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を送付した日です。
インターネット（ウェブサイト）から出力し、必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

- 告知事項に該当する場合

「被保険者の告知書」をご記入のうえ、ご提出ください。

ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、商品パンフレットの裏面に記載の団体窓口までお問合せください。

（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の保険会社窓口までご連絡ください。）

社員グループ 保険	〈日本生命お問合せ先〉日本生命保険相互会社 法人サービスセンター ● TEL 0120-563-925 ※お問合せの際には、記号証券番号（930-2357）をお知らせください。 ●受付時間 月曜日～金曜日 9：00 ～17：00（祝日・12/31～1/3 を除く。）
積立年金保険	〈日本生命お問合せ先〉日本生命保険相互会社 法人サービスセンター ● TEL 0120-563-924 ※お問合せの際には、記号証券番号（970-91543）をお知らせください。 ●受付時間 月曜日～金曜日 9：00 ～17：00（祝日・12/31～1/3 を除く。）

個人情報の取扱いに関する富士フイルムホールディングス株式会社と引受保険会社からのお知らせ

社員グループ保険・積立年金保険について

- この保険契約は、富士フイルムホールディングス株式会社（以下、「団体」といいます。）を保険契約者とし、団体および団体の子会社（以下、「子会社」といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。

団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

- 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人（以下、「受取人」といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

日本生命保険相互会社

MEMO

